第111号議案

建物の取得について

上記の議案を提出する。

令和８年11月26日

提出者　大田区長　鈴　木　晶　雅

建物の取得について

下記のとおり建物を取得する。

記

１　取得の目的　　羽田空港跡地第１ゾーン都市計画公園整備・維持管理・運営事業で事業者が整備する仮称羽田空港公園の特定公園施設として使用するため

２　建物の表示

所在　　大田区羽田空港一丁目地先及び羽田空港二丁目地先

構造及び床面積　　複合機能管理棟　鉄骨造　地上１階建
延946.94平方メートル

屋根付広場　鉄骨造　地上１階建
延960.29平方メートル

３　契約の方法　　随意契約による契約

４　取得金額　　金９億7,109万1,000円

５　契約の相手方　　港区元赤坂一丁目５番８号
羽田みらいパークマネジメント
代表企業　株式会社かたばみ
代表取締役　髙　野　博　信

（提案理由）

大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例（昭和39

年条例第５号）第３条の規定に基づき、この案を提出する。

第112号議案

大田区立東調布中学校及び仮称東調布中学校併設図書館改築その他工事（Ｉ期）請負契約について

上記の議案を提出する。

令和８年11月26日

提出者　大田区長　鈴　木　晶　雅

大田区立東調布中学校及び仮称東調布中学校併設図書館改築その他工事（Ｉ期）請負契約について

下記のとおり工事の請負契約を締結する。

記

１　契約の目的　大田区立東調布中学校及び仮称東調布中学校併設図書館改築その他工事（Ｉ期）

鉄筋コンクリート造　一部鉄骨造

地上５階建　延床面積7,388.08平方メートル

２　契約の方法　制限付一般競争入札に付したが落札者がないため、随意契約とする。

３　契約金額　金63億3,160万円

４　契約の相手方　港区芝大門二丁目11番８号

ＲＮ・サンユー・鏑谷建設工事共同企業体

代表者　港区芝大門二丁目11番８号

ＲＮ建設株式会社　東京支店

執行役員支店長　永　山　哲　也

構成員　大田区南雪谷二丁目17番８号

サンユー建設株式会社

代表取締役　馬　場　宏二郎

構成員　大田区中央二丁目17番１号

株式会社鏑谷工務店

代表取締役　鏑　谷　　勉

５　工　　期　　契約有効の日から令和11年６月29日まで

（提案理由）

大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例（昭和39年条例第５号）第２条の規定に基づき、この案を提出する。

第113号議案

萩中公園水泳場大規模改修工事請負契約について

上記の議案を提出する。

令和８年11月26日

提出者　大田区長　鈴　木　晶　雅

萩中公園水泳場大規模改修工事請負契約について

下記のとおり工事の請負契約を締結する。

記

１　契約の目的　　萩中公園水泳場大規模改修工事

鉄筋コンクリート造　一部鉄骨造

地下１階地上２階建　延床面積4,706.55平方メートル

２　契約の方法　　制限付一般競争入札に付したが落札者がないため、随意契約とする。

３　契約金額　　金17億2,425万円

４　契約の相手方　　大田区下丸子二丁目20番１号

北信・醍醐建設工事共同企業体

代表者　大田区下丸子二丁目20番１号

北信土建株式会社　東京支店

東京支店長　渡　邉　和　利

構成員　大田区西蒲田七丁目18番４号

醍醐建設株式会社

代表取締役　田　中　常　雅

５　工期　　契約有効の日から令和10年６月30日まで

（提案理由）

大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例（昭和39

年条例第５号）第２条の規定に基づき、この案を提出する。

第 114 号議案

萩中公園水泳場大規模改修電気設備工事請負契約について

上記の議案を提出する。

令和８年 11 月 26 日

提出者　大田区長　鈴　木　晶　雅

萩中公園水泳場大規模改修電気設備工事請負契約について

下記のとおり工事の請負契約を締結する。

記

１　契約の目的　　萩中公園水泳場大規模改修電気設備工事

２　契約の方法　　制限付一般競争入札による契約

３　契　約　金　額　　金４億 40 万円

４　契約の相手方　　大田区西蒲田五丁目 27 番 14 号　日研アラインビル３Ｆ

新栄電気株式会社

代表取締役　福　田　修　育

５　工　　期　　契約有効の日から令和 10 年６月 30 日まで

（提案理由）

大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例（昭和 39 年条例第５号）第２条の規定に基づき、この案を提出する。

第115号議案

大田区立特別養護老人ホーム蒲田ほか４施設大規模改修機械設備工事請負契約について

上記の議案を提出する。

令和８年11月26日

提出者　大田区長　鈴　木　晶　雅

大田区立特別養護老人ホーム蒲田ほか４施設大規模改修機械設備工事請負契約について

下記のとおり工事の請負契約を締結する。

記

１	契約の目的	大田区立特別養護老人ホーム蒲田ほか４施設大規模改修機械設備工事
２	契約の方法	制限付一般競争入札による契約
３	契約金額	金21億7,800万円
４	契約の相手方	大田区蒲田三丁目23番７号 株式会社マサルファシリティーズ 代表取締役　山　﨑　栄一郎
５	工期	契約有効の日から令和10年８月31日まで

（提案理由）

大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例（昭和39年条例第５号）第２条の規定に基づき、この案を提出する。

第116号議案

大田区立東調布中学校及び仮称東調布中学校併設図書館改築その他機械設備工事（Ｉ期）請負契約について

上記の議案を提出する。

令和８年11月26日

提出者　大田区長　鈴　木　晶　雅

大田区立東調布中学校及び仮称東調布中学校併設図書館改築その他機械設備工事（Ｉ期）請負契約について

下記のとおり工事の請負契約を締結する。

記

１	契約の目的	大田区立東調布中学校及び仮称東調布中学校併設図書館改築その他機械設備工事（Ｉ期）
２	契約の方法	制限付一般競争入札による契約
３	契約金額	金10億2,300万円
４	契約の相手方	大田区山王四丁目17番４号 菱熱工業株式会社　大田営業所 営業所長　都　築　拓　也
５	工期	契約有効の日から令和11年６月29日まで

（提案理由）

大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例（昭和39年条例第５号）第２条の規定に基づき、この案を提出する。

第117号議案

萩中公園水泳場大規模改修機械設備工事請負契約について

上記の議案を提出する。

令和８年11月26日

提出者　大田区長　鈴　木　晶　雅

萩中公園水泳場大規模改修機械設備工事請負契約について

下記のとおり工事の請負契約を締結する。

記

１　契約の目的　　萩中公園水泳場大規模改修機械設備工事

２　契約の方法　　制限付一般競争入札による契約

３　契　約　金　額　　金８億9,540万円

４　契約の相手方　　大田区大森北二丁目３番15号　第15下川ビル

日産温調株式会社

代表取締役　新　里　尚　紀

５　工　　期　　契約有効の日から令和10年６月30日まで

（提案理由）

大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例（昭和39年条例第５号）第２条の規定に基づき、この案を提出する。

第118号議案

大田区立石川台中学校校舎改築その他機械設備工事（Ｉ期）請負契約について

上記の議案を提出する。

令和８年11月26日

提出者　大田区長　鈴　木　晶　雅

大田区立石川台中学校校舎改築その他機械設備工事（Ｉ期）請負契約について

下記のとおり工事の請負契約を締結する。

記

１　契約の目的　　大田区立石川台中学校校舎改築その他機械設備工事（Ｉ期）

２　契約の方法　　制限付一般競争入札による契約

３　契　約　金　額　　金７億2,380万円

４　契約の相手方　　大田区山王二丁目５番９号

不二熱学工業株式会社　東京支店

取締役東京支店長　義　山　愼　一

５　工　　期　　契約有効の日から令和10年10月31日まで

（提案理由）

大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例（昭和39年条例第５号）第２条の規定に基づき、この案を提出する。

第119号議案

建物明渡し等の請求に関する民事訴訟の提起について

上記の議案を提出する。

令和８年11月26日

提出者　大田区長　鈴　木　晶　雅

建物明渡し等の請求に関する民事訴訟の提起について

下記のとおり訴えを提起する。

記

１　訴訟当事者

原　告　　大田区蒲田五丁目13番14号

大田区

代表者区長　鈴　木　晶　雅

被　告　[redacted]

被　告　[redacted]

被　告　[redacted]

２　訴訟の目的の価額

金604万3,125円

３　請求の原因

被告[redacted]（以下「被告[redacted]」という。）は、連帯保証人を被告[redacted]（以下「被告[redacted]」という。）及び被告[redacted]（以下「被告[redacted]」という。）とした上で、大田区立本羽田二丁目第２工場アパート条例（令

和元年条例第47号。以下「条例」という。）第10条の規定に基づき、令和６年４月30日付けで大田区立本羽田二丁目第２工場アパート[redacted]号室（以下「本件建物」という。）の使用期間の更新が許可されたが、被告[redacted]は更新後の使用期間中に本件建物の使用料（駐車場使用料及び光熱水費を含む。以下「使用料等」という。）を令和６年８月分以降度々滞納した。大田区（以下「区」という。）は再三にわたり督促を行ったが、被告[redacted]は滞納を継続した。令和８年３月11日付けで被告[redacted]から使用期間の更新申請があったが、その時点で使用料等４か月分（令和７年11月分から令和８年２月分まで）を滞納しており、区は更新を許可しない旨を通知し、令和８年４月30日をもって使用期間は終了となった。そこで区は、令和８年５月 27 日付けで、被告[redacted]に対して条例第23条第１項第２号及び第６号の規定に基づき、本件建物の明渡しを請求する旨を通告したが、被告[redacted]は、本日に至るまで本件建物を占有し続けている。

よって、区は、本件建物の使用期間が終了となった被告[redacted]に対して本件建物の明渡し並びにこれに附帯して被告[redacted]、被告[redacted]及び被告[redacted]に対して令和７年 12 月から令和８年４月までの間に滞納した使用料等及び令和８年５月１日から本件建物明渡しまでの使用料相当損害金の支払並びに民事訴訟法（平成８年法律第109号）第259条第１項の規定に基づく仮執行の宣言を求め、訴えを提起する。

４　訴訟遂行の方針

本件訴訟において、必要がある場合は、和解及び上訴をすることができるものとする。

（提案理由）

訴えを提起するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第１項第12号の規定に基づき、この案を提出する。

第120号議案

臨海部広域斎場組合規約の一部を変更する規約に関する協議について

上記の議案を提出する。

令和８年11月26日

提出者　大田区長　鈴　木　晶　雅

臨海部広域斎場組合規約の一部を変更する規約に関する協議について

将来の修繕等に備え、施設整備基金に係る組織区の負担金の負担割合を変更するため、別紙の臨海部広域斎場組合規約の一部を変更する規約により協議を行う。

（提案理由）

臨海部広域斎場組合規約の一部変更について協議を行うに当たり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第290条の規定に基づき、議会の議決を経る必要があるため、この案を提出する。

別紙

臨海部広域斎場組合規約の一部を変更する規約

臨海部広域斎場組合規約（平成 11 年 10 月 20 日東京都知事許可）の一部を次のように変更する。

別表を次のように改める。

別表（第 13 条関係）

区分		負担割合等
管理運営経費		100 分の 10 は均等割により、100 分の 90 は利用実績割（当該会計年度の各区の住民の利用実績に基づく使用料収入の割合により算定した割合をいう。）により、組織区にあん分する。
建設経費	火葬場整備事業に係る用地取得費及び整備費	火葬炉の利用実績割（前３会計年度に係る各区の住民の利用実績に基づく火葬料収入の割合により算定した割合をいう。）により、組織区にあん分する。
	施設整備基金積立金（決算剰余金の積立てを除く。）	利用実績割（前３会計年度に係る各区の住民の利用実績に基づく使用料収入の割合により算定した割合をいう。）により、組織区にあん分する。
	地方債の元利償還金	火葬場利用分と葬儀式場利用分とに分けて、火葬場利用分は、火葬炉の利用実績割（前３会計年度に係る各区の住民の利用実績に基づく火葬料収入の割合により算定した割合をいう。）により、組織区にあん分する。 葬儀式場利用分は、葬儀式場の利用実績割（前３会計年度に係る各区の住民の利用実績に基づく葬儀式場等使用料収入の割合により算定した割合をいう。）により、組織区にあん分する。

付　則

この規約は、令和９年４月１日から施行する。

第 121 号議案

大田区大森北四丁目複合施設の指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

令和８年 11 月 26 日

提出者　大田区長　鈴　木　晶　雅

大田区大森北四丁目複合施設の指定管理者の指定について

下記のとおり指定管理者を指定する。

記

１　施設の名称

大田区大森北四丁目複合施設

２　指定管理者の名称

地域力もりもり大森共同体

代表団体

野村不動産パートナーズ株式会社

構成団体

株式会社小学館集英社プロダクション

３　指定の期間

令和９年４月１日から令和 14 年３月 31 日まで

（提案理由）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の２第６項の規定に基づき、この案を提出する。

第 122 号議案

大森北区民活動施設の指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

令和８年 11 月 26 日

提出者　大田区長　鈴　木　晶　雅

大森北区民活動施設の指定管理者の指定について

下記のとおり指定管理者を指定する。

記

１　施設の名称

大森北区民活動施設

２　指定管理者の名称

地域力もりもり大森共同体

代表団体

野村不動産パートナーズ株式会社

構成団体

株式会社小学館集英社プロダクション

３　指定の期間

令和９年４月１日から令和 14 年３月 31 日まで

（提案理由）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の２第６項の規定に基づき、この案を提出する。

第 123 号議案

大田区立水泳場の指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

令和８年 11 月 26 日

提出者　大田区長　鈴　木　晶　雅

大田区立水泳場の指定管理者の指定について

下記のとおり指定管理者を指定する。

記

施設の名称	指定管理者の名称	指定の期間
平和島公園水泳場	株式会社オーエンス	令和９年４月１日から 令和14年３月31日まで
東調布公園水泳場	フクシ・ハリマ水泳場管理ＪＶ	
萩中公園水泳場	株式会社協栄	令和９年４月１日から 令和11年３月31日まで

（提案理由）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の２第６項の規定に基づき、この案を提出する。

第124号議案

大田区テンポラリー工場の指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

令和８年11月26日

提出者　大田区長　鈴　木　晶　雅

大田区テンポラリー工場の指定管理者の指定について

下記のとおり指定管理者を指定する。

記

１　施設の名称

大田区立下丸子テンポラリー工場

大田区立本羽田二丁目工場アパート

２　指定管理者の名称

野村不動産パートナーズ株式会社

３　指定の期間

令和９年４月１日から令和14年３月31日まで

（提案理由）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第６項の規定に基づき、この案を提出する。

第125号議案

大田区中小企業者賃貸住宅の指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

令和８年11月26日

提出者　大田区長　鈴　木　晶　雅

大田区中小企業者賃貸住宅の指定管理者の指定について

下記のとおり指定管理者を指定する。

記

１　施設の名称

ウイングハイツ

２　指定管理者の名称

野村不動産パートナーズ株式会社

３　指定の期間

令和９年４月１日から令和14年３月31日まで

（提案理由）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第６項の規定に基づき、この案を提出する。

第126号議案

大田区産業プラザの指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

令和８年11月26日

提出者　大田区長　鈴　木　晶　雅

大田区産業プラザの指定管理者の指定について

下記のとおり指定管理者を指定する。

記

１　施設の名称

大田区産業プラザ

２　指定管理者の名称

公益財団法人大田区産業振興協会

３　指定の期間

令和９年４月１日から令和14年３月31日まで

（提案理由）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第６項の規定に基づき、この案を提出する。

第 127 号議案

大田区立本羽田二丁目第２工場アパートの指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

令和８年 11 月 26 日

提出者　大田区長　鈴　木　晶　雅

大田区立本羽田二丁目第２工場アパートの指定管理者の指定について

下記のとおり指定管理者を指定する。

記

１　施設の名称

大田区立本羽田二丁目第２工場アパート

２　指定管理者の名称

野村不動産パートナーズ株式会社

３　指定の期間

令和９年４月１日から令和 14 年３月 31 日まで

（提案理由）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の２第６項の規定に基づき、この案を提出する。

第128号議案

大田区立はぎなか園の指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

令和８年11月26日

提出者　大田区長　鈴　木　晶　雅

大田区立はぎなか園の指定管理者の指定について

下記のとおり指定管理者を指定する。

記

１　施設の名称

大田区立はぎなか園

２　指定管理者の名称

社会福祉法人知恵の光会

３　指定の期間

令和９年４月１日から令和14年３月31日まで

（提案理由）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第６項の規定に基づき、この案を提出する。

第129号議案

大田区営住宅の指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

令和８年11月26日

提出者　大田区長　鈴　木　晶　雅

大田区営住宅の指定管理者の指定について

下記のとおり指定管理者を指定する。

記

１　施設の名称

別表のとおり

２　指定管理者の名称

日本管財株式会社

３　指定の期間

令和９年４月１日から令和14年３月31日まで

（提案理由）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第６項の規定に基づき、この案を提出する。

別表

大田区営住宅

番号	施設の名称
1	大田区営大森東一丁目住宅
2	大田区営プラムハイツ西馬込
3	大田区営プラムハイツ久が原
4	大田区営プラムハイツ西蒲田
5	大田区営プラムハイツ東矢口
6	大田区営プラムハイツ千鳥
7	大田区営プラムハイツ山王
8	大田区営プラムハイツ大森西四丁目
9	大田区営大森南一丁目アパート
10	大田区営大森南二丁目アパート
11	大田区営大森南五丁目アパート
12	大田区営大森西一丁目第２アパート
13	大田区営南馬込一丁目アパート
14	大田区営中馬込一丁目アパート
15	大田区営中央八丁目アパート
16	大田区営池上三丁目アパート
17	大田区営池上八丁目第２アパート
18	大田区営久が原四丁目アパート
19	大田区営仲池上二丁目アパート
20	大田区営北糀谷一丁目アパート
21	大田区営本羽田一丁目アパート
22	大田区営本羽田一丁目第２アパート
23	大田区営本羽田三丁目アパート
24	大田区営西六郷三丁目アパート
25	大田区営南六郷一丁目アパート
26	大田区営南六郷一丁目第３アパート
27	大田区営仲六郷一丁目第２アパート
28	大田区営仲六郷一丁目第３アパート
29	大田区営矢口二丁目第２アパート
30	大田区営多摩川二丁目アパート
31	大田区営蒲田二丁目アパート
32	大田区営蒲田本町二丁目アパート

第130号議案

大田区民住宅の指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

令和８年11月26日

提出者　大田区長　鈴　木　晶　雅

大田区民住宅の指定管理者の指定について

下記のとおり指定管理者を指定する。

記

１　施設の名称

大田区立プラムハイツ大森西

大田区立プラムハイツ本羽田

大田区立プラムハイツ北糀谷

２　指定管理者の名称

日本管財株式会社

３　指定の期間

令和９年４月１日から令和14年３月31日まで

（提案理由）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第６項の規定に基づき、この案を提出する。